## 【韓国】竹島及び慰安婦問題関連予算の大幅増額

菊池 勇次

(本稿は、海外立法情報課が執筆を依頼したものである。)

\*2013年1月1日、韓国国会本会議において2013年度予算案が可決され、外交通商部が所管する竹島問題関連予算及び女性家族部が所管する慰安婦問題関連予算が大幅に増額され、 両問題に関する韓国政府の海外向け広報等が強化されることになった。

-----

## 1 竹島問題関連予算(外交通商部所管分)

2012 年 9 月 28 日、韓国政府は「2013 年度予算案」(2013 年  $1\sim12$  月)を国会に提出した。そのうち、外交通商部が所管する「領土主権守護及び国際法を通じた国益増進」予算(以下「領土予算」)について、2012 年度の 33 億 4700 万ウォンから 54 億 600 万ウォンへの大幅な増額要求(2012 年度比約 1.6 倍)がなされた。特に、増額要求分の 92.3%は、「領土予算」の中で竹島問題を扱う「領土主権守護」予算(以下「竹島予算」)によって占められた(23 億 2000 万ウォン→42 億 2000 万ウォン)。

「竹島予算」の内訳を見ると、①「史料の発掘、収集及び解題」(8億9200万ウォン)、②「国際法的論理の開発及び精緻化」(5億4200万ウォン)、③「独島表記普及及び国際社会の認識向上」(8億8600万ウォン)は2012年度と同額であり、④「独島広報物及び広告物制作」(6億5000万ウォン)、⑤「独島海外広報と関連した海外専門家とのネットワーク構築」(5000万ウォン)、⑥「海外の著名な研究機関との提携を通じた独島研究支援」(3億ウォン)、⑦「海外における独島広報のための説明資料の制作、配布及び研究活動」(5億ウォン)、⑧「独島領土主権守護のための多言語ホームページ制作」(4億ウォン)が新規に要求された。

こうした大幅な増額要求が行われた背景には、日本政府が国際司法裁判所 (ICJ) への共同提訴を韓国に提案したことに加え、日本の外務省が 2013 年度予算概算要求において、竹島を固有の領土として国際的にアピールする領土保全対策費 6 億円を盛り込んだと報じられたこと等が理由に挙げられている。

国会外交通商統一委員会の予備審査では、⑤「独島海外広報と関連した海外専門家とのネットワーク構築」について、予算案に反映されている国際法専門家のみならず、主要国のジャーナリスト、政治家及び学者等のオピニオンリーダーに対象を拡大し、韓国への招聘等を通じた直接的な広報事業を推進する等、事業の対象者及び方法を多様化すべきであり、7億ウォンの増額が必要との意見が出された。また、⑧「独島領土主権守護のための多言語ホームページ制作」についても 2 億ウォンを増額すべきであり、計 9 億ウォンの追加増額が必要との意見が出された。

さらに、2012 年 11 月 8 日の同委員会予算案決算基金審査小委員会の審査では、日本政府の竹島関連予算 86 億ウォン (ママ) に対抗する必要があるとの意見が出され、

外交通商部第 1 次官は「物価の差もあるので、この (9 億ウォンの追加)程度ならば 十分であろう」と答弁したが、吉炡宇 (キル・ジョンウ)議員 (セヌリ党)が「日本 の新政権が発足すれば、現在よりさらに保守的になると見られ、大部分が戦後世代で あるため、抜いた刀をそのまま収めることはないだろう。韓国政府も静かな外交が我々 に有利と判断し、静かな外交をしているが、目に見える攻勢もすべきであろう。その ため、さらに追加で増額することについて反対する理由はないと思う」と主張し、結 局、同委員会の予備審査において 20 億ウォンが追加で増額されることになった。

しかし、予算決算特別委員会の審査では、「領土予算」は当初政府案から 3 億ウォンの追加増額のみが認められ(内訳不詳)、57 億 600 万ウォン(同約 1.7 倍)が最終的に 2013 年度予算として成立した。

## 2 慰安婦問題関連予算(女性家族部所管分)

女性家族部が所管する慰安婦問題関連予算は、2012 年度の 13.3 億ウォンから 18.6 億ウォンに増額(同約 1.4 倍)された。特に元慰安婦の「生活安定支援」予算の伸び(同約 1.1 倍)に比べ、「記念事業」予算が 2.5 億ウォンから 6.8 億ウォンに大幅に増額(同約 2.7 倍)された。

「記念事業」とは、元慰安婦の名誉回復及び真相糾明を目的に行われるものであり (「日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安定支援及び記念事業等に関する法律」第 1条)、政府及び地方自治体は、元慰安婦に関する①記念事業、②歴史資料の収集、保 存、管理、展示及び調査研究、③教育、広報及び学芸活動、④国際交流及び共同調査 等を行うことができると規定されている(同法第11条)。

2013 年度予算では、「記念事業」について、従来から行われていた①「記録資料の収集」(2.3 億ウォン)、②「研究資料の分類及び整理」(1.5 億ウォン)に加え、③「元慰安婦の名誉回復、真相糾明及び正しい歴史観確立のための巡回展示会並びに教育資料の開発及び普及」(2 億ウォン)、④「研究資料の外国語への翻訳」(1 億ウォン)が新規に認められ、韓国政府による元慰安婦「記念事業」が拡大されることになった。

## 参考文献(インターネット情報は 2013 年 1 月 22 日現在である。)

- ·「第 311 回国会(定期会)外交通商統一委員会会議録第 1 号(予算案決算基金審査小委員会)(臨時会議録)」<a href="http://likms.assembly.go.kr/kms\_data/record/data2/311/pdf/311cgb001b.PDF">http://likms.assembly.go.kr/kms\_data/record/data2/311/pdf/311cgb001b.PDF</a>
- •予算決算特別委員会「2013 年度予算案審査報告書」<a href="http://likms.assembly.go.kr/filegate/servlet/filegate/bookId=5D218031-B3BA-D0E8-F548-D4D9D18457DC&type=1">http://likms.assembly.go.kr/filegate/servlet/file